

令和8年度版

就学の手引き



富士吉田市教育委員会

目 次

○就学義務	… P.2
○就学手続きの流れ	… P.2
○就学時健康診断	… P.3
○区域外就学 及び 学区外就学	… P.4
○特認校制度	… P.4
○富士吉田市の子どもたちの学びの場	… P.5
○学びの場の比較	… P.6
○特別支援学級在籍児の学び方	… P.7
○お子さんのことで心配があったら	… P.8
○就学相談について	… P.9
○教育委員会の相談体制	… P.10
○相談Q & A	… P.11～13
○相談窓口	… P.14



○就学義務

憲法、教育基本法、学校教育法のそれぞれにおいて、保護者がお子さまを就学させる義務について定められています。

保護者は、その保護する子女を、満6歳に達した日の翌日以後の最初の学年の始めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの9年間、小・中学校 又は、特別支援学校の小学部又は中学部に就学させる義務を負う。

○就学手続きの流れ

就学手続きは、学校教育法施行令に定められています。保護者がお子さまの就学義務を着実にを行うために、教育委員会は法令で定められた一定の手続きを行います。

時 期	内 容
9月上旬	<ul style="list-style-type: none">・教育委員会から、「就学時健康診断のお知らせ」が届きます。入学期日や小学校の指定等が就学通知に記入されているほか、就学時健康診断の書類が一式送られてきます。・保護者の就労の関係や、住居の新築予定等により、指定された学校以外への就学を希望する場合には、通知受理後、教育委員会にて変更の申請を行ってください。 ⇒<u>区域外就学及び学区外就学（P4参照）</u>
10月	<ul style="list-style-type: none">・『就学時健康診断』が行われます。（P3参照）・就学する小学校が決定します。
1月下旬 ～2月上旬	<ul style="list-style-type: none">・入学予定の小学校で、『入学説明会』が行われます。入学準備品や1年生の行事等の説明があるので、必ず参加してください。・就学時健康診断の際、入学説明会の案内をお渡しします。
翌年度 4月初旬	<ul style="list-style-type: none">・入学式（式前後に、教科書や教材の配布、提出書類の説明などがあります。）



○就学時健康診断

- 教育委員会は、学校保健安全法に基づき、翌年度入学予定で市内に住所を有する者に対して健康診断を行います。
 - 入学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告やその他保健上必要な助言を行い、適正な就学についての指導も行います。
 - 富士吉田市内で来年度入学を予定している子どもたち全員に対して行います。場所は、富士吉田市民会館で、例年10月中に行われ、時間帯は午後です。
 - 3日間にわたって実施し、学校ごと実施日が振り分けられています。
- 健康診断では、以下の検査項目について確認をします。
- ① 栄養状態
 - ② 脊柱、胸郭の疾病及び異常の有無
 - ③ 視力
 - ④ 聴力
 - ⑤ 皮膚疾患の有無
 - ⑥ 耳鼻咽喉頭疾患
 - ⑦ 歯、口腔の疾病及び異常の有無
 - ⑧ その他の疾病及び異常の有無
 - ⑨ 発達検査（知能検査）

その他、お子さまの日頃の様子に関するアンケートも行います。




○区域外就学 及び 学区外就学

保護者は、お子さまを指定された学校に就学させなければなりません。学校の指定は、現在の住所地により決定します。この原則の特例として、所定の手続きを経て、他校へ就学させることが認められています。この制度を、区域外就学及び学区外就学と呼んでいます。

本市では、以下のように分けて手続きをおこなっています。

【学校を変更する手続き】

種類	形態	内容	区分
区域外就学	市 ⇄ 他市町村	事情により指定された学校ではなく、他市町村の小学校への入学（または他市町村から市内の小学校への入学）を希望する場合には、地教委同士が協議を行い、そこで許可が下りれば入学が認められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・転居による場合 ・家庭環境による場合 ・教育的配慮による場合 <p>※必ず審査がありますので、いかなる理由でも認められるものではありません。</p> <p>※申請に虚偽が判明した場合には、許可を取り消す場合があります。</p>
学区外就学	市内 ⇄ 市内	事情により、指定された学校ではなく、市内の他の小学校への入学を希望する場合には、教育委員会の許可を得て、他の学校に入学することが認められる。	

○特認校制度

特認校制度とは、市町村が指定した特定の小規模校について、通常の通学区域に関わらず、市内のどこからでも就学を認める制度。少人数教育や豊かな自然環境、特色のある教育を希望する家庭向けに、通学区域の柔軟な運用として実施されている。

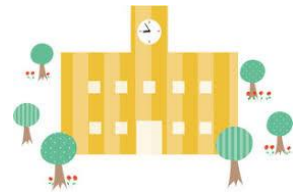
- ・富士吉田市では、2020年（令和2年度）から、下吉田第一小学校において特認校制度を導入しました。少人数教育によるきめ細やかな指導や国際理解教育、郷土教育が特徴で市内に住所を持つ（または転入予定の）保護者の責任のもと、入学が認められますが、**定員（学区の児童を含め、20名程度）を超える場合は抽選**となることもあります。※下一小学区の子供は通常の入学となります。（申請等は必要ありません。）

- ★申請方法…教育委員会指定の期日までに「小規模特認校就学申請書」を提出する。
- ★条件…保護者が教育活動・PTA活動に協力し、通学責任を負うこと。
- ★決定…審査後、定員超過時は抽選となる。（兄弟姉妹在学の子供は優先される。）

○富士吉田市の子どもたちの学びの場

富士吉田市では、お子さんの住んでいる地域により、就学する学校を指定しています。富士吉田市には、7つの小学校と4つの中学校があります。小学校には通常学級と特別支援学級があり、下吉田第二小学校内には、通級指導教室が設置されています。市立病院内にある院内分校は病気療養中のお子さんが通うことができます。また、この地域には、県立の特別支援学校（ふじざくら支援学校）もあります。

小学校・中学校



通級指導教室

ことばと発達のサポートルーム「ほっと」

小学校（7校）

- ・下吉田第一小学校
- ・下吉田第二小学校
- ・下吉田東小学校
- ・明見小学校
- ・吉田小学校
- ・吉田西小学校
- ・富士小学校

中学校（4校）

- ・下吉田中学校
- ・明見中学校
- ・吉田中学校
- ・富士見台中学校

★特別支援学級

- ・富士吉田市内すべての小中学校内に特別支援学級があります。
- ・各校に在籍する児童の障害種によって次のような特別支援学級が設置されています。

- 知的障害
- 自閉症・情緒障害
- 肢体不自由
- 難聴 ○弱視
- 病弱・身体虚弱

★通級指導教室

（下吉田第二小学校内）

- ・下吉田第二小学校内にあります。富士吉田市ほか、富士河口湖町・西桂町・鳴沢村・忍野村・山中湖村・道志村の小中学生が通うことができます。

※特別支援学校や特別支援学級に在籍しているお子さんは通うことができません。

- ・言語障害（構音障害・吃音）
- ・自閉症・情緒障害・LD・ADHDと（その傾向のある）お子さんなどが対象です。



★院内学級（富士吉田市立病院内）

- ・『吉田小学校分校』の病弱・身体虚弱特別支援学級という位置づけです。
- ・富士吉田市内の小中学生は、市立病院での入院期間中、院内学級で学ぶことができます。



山梨県立 ふじざくら支援学校

★特別支援学校

- ・富士吉田市・富士河口湖町・西桂町・鳴沢村・忍野村・山中湖村在住のお子さんが行く特別支援学校は、ふじざくら支援学校です。小学部と中学部は、知的障害・肢体不自由のあるお子さんが対象です。

○学びの場の比較

本市においては、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、「通常の学級」「通級指導教室」「特別支援学級」「特別支援学校」といった、連続性のある多様な学びの場の整備を行っています。



	通常の学級	通級指導教室	特別支援学級	特別支援学校
学習内容	・学習指導要領に基づいて、学年ごとに指導する内容が決められている。一人ひとりの能力に関係なく一定以上の学習内容の定着が求められる。	・通常級に在籍しながら、児童生徒の発達段階や課題の状況に応じて指導が行われる。 ・様々な自立活動により、苦手さを軽減したり克服したりする。	児童生徒の発達段階や状況に応じた教育課程の編成が認められている。個に応じた指導で、課題を克服し、学力を身につけることができる。週の授業時数の半分以上を学習する。	児童生徒の発達段階や状況に応じた学習活動が行われている。将来の自立を目指した学習活動や職業教育まで、個別で一貫した指導が行われる。
学級編制	・学校規模や学年によって異なるが、山梨県では1学級の上限は、1～4年生は25人、5年生は30人、6年生は35人。(R7年2月現在)	・1対1の個別指導を基本とする。必要に応じてグループでの指導を行うこともある。 ・「言語障害」「自閉症」「情緒障害」「LD」「ADHD」のある児童生徒が対象。	・山梨県では、1学級の上限は7人。障害種に応じて「知的障害」「自閉症・情緒障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」「弱視」「難聴」の各学級がある。	・一学級の上限は6人。「知的障害」「肢体不自由」の単独障害と、「知的+視覚障害」「肢体不自由+聴覚障害」等の重複障害が対象。(ふじざくら支援学校小・中学部の場合)
指導と支援	・障害や発達に課題のある児童生徒への専門的な指導は難しい。 ・個別対応がどの程度できるかは様々な条件の中で変わってくる。	・「構音障害」や「吃音」などの言語障害をはじめ、特性のある児童について専門的な研修を受けた教員が指導を担当している。	・障害や発達に課題のある児童生徒の指導について専門的な研修を受け、通常学級担任より専門的な指導ができる。	・障害や病気などについての専門的な知識を持つ指導者や医療関係者が所属しており、障害や発達の程度・状況に応じた指導を行っている。
良い点	・同じ地域に住む多くの子どもたちとの集団活動の中で、学習することで、社会性を身につけられる。	・児童生徒の障害や発達特性に応じた柔軟な指導ができる。 ・年度の途中での入退級が可能。 ・同じ時間帯に通う他校の児童生徒との交流がもてることもある。	・児童生徒の障害や発達特性に応じた柔軟な指導ができ、交流学級での授業や学校行事の際にも、必要に応じて支援者が付き添うことができる。 ・学年構成によっては異年齢の児童生徒との交流や学びの機会も得られる。	・各教科の学習だけではなく、「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」「自立活動」などの学習もカリキュラムに組み込まれており自立のための様々な学習ができる。
懸念される点	・集団への適応、対人関係やコミュニケーションの力が要求される。 ・基本的に一斉授業のため、教科学習の進度は個人の習得のペースに合わせられない。	・他校から通級する場合は、保護者の送迎が必要になる。 ・自校通級の場合、校内で移動できるが、教科の授業時間を通級指導の時間に充てることになる。	・少人数ならではの学びがある一方で、大きい集団での学習体験の機会が少なくなる。 ・その年に在籍する児童生徒の人数や特性によって、支援の内容が変わる可能性がある。	・地域の児童生徒との交流の機会が少ない。 ・バス通学ができるが、保護者がバス停まで送迎する必要がある。
その他		・個別的教育支援計画を作成して在籍校や関係機関と情報共有をしている。	・個別的教育支援計画を作成して関係機関や進学先と情報共有や引継ぎを行っている。	・個別的教育支援計画を作成して関係機関と情報共有をしている。

○特別支援学級在籍児の学び方（小学校の場合）

通常学級（交流学級）

特別支援学級



集団⇄個別

学習



★通常学級（※交流学級）での学習

（交流学級の友達との共同学習や集団活動）

- 山梨県の場合、国の基準より1学級が少人数になるよう定められています。
- 朝の会・給食・休み時間・清掃・帰りの会等学校生活のほとんどは、基本的に交流学級で行います。
- 特別支援学級で学習する教科以外（図工・音楽・体育など）は、交流学級の子もたちと一緒に学習します。（必要に応じて支援者がついたり見守ったりします。）
- 遠足や運動会等も、交流学級の子もたちと一緒に行います。（必要に応じて支援者が付き添うこともあります。）

★特別支援学級での学習

（児童の実態をふまえた少人数での学習）

- 各校に在籍している児童生徒の実態によって、「知的障害」「自閉症・情緒障害」「肢体不自由」「難聴」「弱視」「病弱・身体虚弱」の特別支援学級があります。
- 学年構成や人数は学校によって異なります。
- 山梨県の場合、1学級の人数は最大7人で、その人数を超えると学級数が一つ増えます。
- 「特別の教育課程」を編成します。（「自立活動」は必須です。）
- 学習する教科は、児童生徒の実態によります。（国・算・社・理・自立活動など）
- 週あたり授業数の1/2（およそ15時間程度）以上を、特別支援学級で学習します。
- 特別支援学級の先生が担任の先生です。

※「交流学級」とは、特別支援学級在籍児が、通常の授業や活動や行事に参加する方のクラスの呼び方です。

★特別支援教育は、幼児・児童・生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、適切な指導や支援を行うもので、すべての園・学校で行われる教育です。

○お子さんのことで心配があったら

小学校入学は大きな変化です。お子さんの様子から課題を感じている方は、お子さんの将来を見据え、その可能性を最大限に伸ばすためにも、専門的な方々に相談しながら、お子さんに合った就学先はどこか考えていくことが重要です。

相談の申し込みをしてから、面談までに時間がかかることがありますので、早めにお取り組み下さい。

勉強や運動、学校の集団生活についていけるか心配

発音が不明瞭で何を言っているかわかりにくい

他の子より、言葉や文字の習得が遅い気がする

落ち着きがなく、じっとしてられない

友達とのトラブルが多いイライラすると暴言や暴力が出る

人見知りや登園しぶりが集団になじめるか心配

極端な偏食や衣服等へのこだわりがある

体の生育の遅れや、健康面の心配がある

予定が変わるとパニックになる

まず、就学前に相談してください

園・学校の先生方に

- ・登園（登校）しぶり
- ・友達関係・偏食など日常生活で気になることに関する相談

学校教育課に

- ・就学相談（心理士面談）や発達検査による実態把握
 - ・特別支援教育を含めた学びの場の検討
 - などに関する相談
- ※詳細は P.9 参照

ことばと発達のサポートルーム「ほっと」に

- ・発音の不明瞭さ・吃音・言葉の遅れ・手先の不器用さ・興味の偏り・ミューク・ソソ上の課題
 - などに関する相談
- ※6歳の誕生日以降に申請可能

福祉課に

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・障害者手帳（身体・療育・精神）などに関する相談

こども家庭センターに

- ・放課後児童クラブ（学童）
- ・すこやか相談・すこやか教室などに関する相談

医療機関に

- ・見え方・聞こえ方の違和感
- ・衝動性・場面緘黙
- ・かんしゃく・チックなどに関する相談

★問い合わせ先については、P14 をご覧ください。

○就学相談について（入学に向けての相談）

就学相談では、就学のことだけでなく、お子さんの行動面で気になること、子育ての悩みや不安なことなどの相談もできますので、遠慮なくご利用ください。事前に電話での予約が必要になります。相談に費用はかかりません。市教育委員会で心理士、保健師、小学校の教員経験のある総合教育支援員等が対応します。

- ★日時 …心理士による就学相談は、心理士の勤務日、勤務時間に合わせて行います。
電話での相談や相談予約は平日（月～金）AM8：30～PM5：00です。
まずは学校教育課に電話ください。相談日程を調整します。
TEL0555-23-1765

★場所 …富士吉田市教育委員会 学校教育課（市役所東庁舎 4階 相談室）

★持ち物 …お子さまの 成育歴の 分かる資料（母子手帳・サポートノート等）

★申し込み方法…ア) 学校教育課に電話して直接申し込む

イ) 園を通して申し込む（園の先生にご相談ください）

ウ) 地区担当保健師を通して申し込む（すこやか相談等でご相談ください）



★相談の内容・流れ

1. 心理士面談

- ・心理士が、保護者と子ども別々にお話を聞き、それぞれの困り感を把握します。

2. 検査

- ・心理士が お子さんの実態把握のため検査が必要と 判断した場合は、「発達検査」や「社会生活能力検査」を受けられます。

○発達検査とは …子どもの心身の発達状況（認知・言語など）を実際の年齢と比較して客観的に把握する検査（田中ビネー検査・WISC 検査など）

○社会生活能力検査とは … 子どもが社会で自立し参加するために必要な「適応能力」の発達段階を測る検査（S-M 社会生活能力検査など）

3. 検査結果の説明（フィードバック）

- ・検査の結果について、心理士から詳しく説明します。

4. お子さんに合った学びの場の検討

- ・相談や検査結果に基づき、お子さまに適した支援について情報共有を行います。
- ・お子さんに適した「学びの場」について、保護者・園・学校や教育委員会と話し合います。（通常の学級・特別支援学級・特別支援学校）
- ・必要に応じて、「医療機関の紹介」や「学校見学」、「オープンカールの案内」等を行います。

●初回相談から、「検査」「検査結果の説明」等に至るまでは、数か月かかりますので、あらかじめご承知おきください。

●相談内容については 秘密を守りますので ご安心ください

●ご不明な点等につきましては、学校教育課までお問い合わせください。

○教育委員会の相談体制



教育委員会では、就学相談以外でも、様々な相談を受け付けています。



★内容に応じて、連携しながら相談・支援をすすめる場合もあります

教育委員会では、お子さんの小学校入学にあたって、どのような支援が必要か、どのような就学先が望ましいかの相談（「就学相談」）の他、入学後も、特別支援学級在籍児童生徒の相談や特別支援学級入級のための相談等もお受けしています。障害のあるお子さんについては、「※インクルーシブ教育システム」の理念の実現に向け、お子さんの自立と社会参加を見据え、就学先を決定していきます。

また、小中学生が対象の「教育相談」では、不登校やいじめ、その他、学校での困りごとの相談もお受けしています。『集団生活や集団行動に適應できない』『授業を座って聞いていけない』『登校しぶりがある』『いじめられているかも』など、様々な悩みに関する相談をお受けいたします。

相談内容に応じて、心理士やスクールソーシャルワーカー、総合教育支援員（教員経験のある職員）、保健師が専門的な助言にあたっています。

※インクルーシブ教育システムとは、『共生社会』を目指して、障害の有無に関わらず、それぞれの能力等を可能な限り発達させることができる教育を提供し、みんながともに学ぶ仕組みをいいます

相談 Q&A



Q1. 就学相談は、何歳ぐらいからできますか？

- A. 教育委員会では、5歳児（年長）を対象に受け付けています。また、4歳児（年中）でも、早期での相談を希望する方については、相談をお受けしています。

Q2. 教育委員会や学校に子どもの心配な点を伝えたら、子どもに不利になりませんか？

- A. 相談することで、お子さまが不利になることはありません。相談は、お子さまが学校で適切な支援を受けながら、楽しい学校生活を送れるよう準備をするために有効です。例えば、通級指導教室（ことばと発達のサポートルーム「ほっと」）や、相談機関及び医療機関の紹介をします。早期から進めておくことで、顕著な効果がみられることもあります。

Q3. 相談に行く時、何を準備したらいいですか？

- A. 母子手帳やサポートノートなどお子さまの成長の経過が分かるもの、保育園や幼稚園の生活の様子分かるもの、また医療機関や児童相談所等に通っている場合は、その内容が分かるもの等をご準備ください。

※サポートノートが必要な方は、教育委員会にお問い合わせ下さい。

Q4. 発達に心配のある子どもでも、通常の学級や地域の学校に行った方が、子どもの発達が伸びると聞きましたが、どうでしょうか？

- A. 発達に必要な教育環境は、個人によって変わってくるため、一概にどこが適しているとは言えません。より良い学校生活を送るために、お子さまに適した教育の場を、保護者と教育の専門家が一緒に考えるのが「就学相談」です。



Q5. 通級指導教室では、どのくらい指導が受けられますか？

- A. 通常の学校に籍を置いたまま、決められた曜日と時間に個別の指導を受けることができます。月2回～4回程度で、1回の指導時間は45分～60分程度です。ことばの遅れだけでなく、発達の課題に応じた指導や保護者へのアドバイスももらえます。下二小の児童は、時間割に合わせて自分で通級指導教室に移動して指導を受けます。下二小以外の児童は、放課後の指導になるので、保護者の送迎が必要です。※年長児で通級指導を希望する場合は、6歳の誕生日以降申請可能です。

詳しくは、直接『ほっと』（0555-23-6032）にお問い合わせください。

Q6. 入学後に通常の学級から特別支援学級に、または特別支援学級から通常の学級に移ることはできますか？

- A. 年度途中での変更はできませんが、次年度の変更はどちらもできます。ただし、『お子さまの将来を見据えた最適な教育環境』という観点から、関係者と十分な協議を行う必要があります。まずは、在籍学校、教育委員会、関係機関等に相談してください。

Q7. 入学後に小学校（中学校）から特別支援学校に、または特別支援学校から小学校（中学校）に転学することはできますか？

- A. 年度途中での転学はできませんが、次年度の転学はできます。ただし、『お子さまの将来を見据えた最適な教育環境』という観点から、関係者と十分な協議を行う必要があります。まずは、在籍学校・教育委員会・関係機関等に相談してください。



Q8. 学校を見学したいのですが、どうしたらよいですか？

- A. 見学や学校の説明を希望する場合は、教育委員会に連絡してください。学校の雰囲気や子ども達の様子を見てみましょう。どの学校でも見学や説明は受け入れています。

Q9. 学校見学や説明会を受けると、特別支援学級に入級しなければなりませんか？

- A. 説明を受けたからといって、必ずしも入級する必要はありません。学びの場を検討する際の参考にしてください。



Q10. 入学する学校を選ぶことはできますか？

- A. 富士吉田市の場合は学区が決まっています。基本的に、お住まいの地区の指定校に就学することになります。但し、下吉田第一小学校は「特認校制度」の趣旨を理解する市内在住者であれば、就学を希望することができます。(P.4 参照)

Q11. 子どもの状況や配慮してほしいことを学校に直接伝えることができますか？

- A. できます。心配のあるお子さまは、入学前に学校に直接伝える機会を設けてもらいましょう。直接、学校（校長、教頭、特別支援コーディネーターなど）に連絡していただいても、教育委員会に問い合わせいただいても結構です。

Q12. 放課後の過ごし方について、聞きたいのですが？



A. 富士吉田市では、以下の事業を実施しています。
(利用には申請や条件があり、利用負担金が生じる場合があります。)

○放課後児童クラブ（学童保育）

対 象：富士吉田市内小学校の1～6年生で、保護者が就労や病気療養などの理由で放課後等に家庭において適切な保育が受けられない児童。

内 容：放課後、生活とあそびの場を提供し、子どもの健全な成長を手助けします。

担 当：こども家庭センター（子育て支援センター内） TEL：0555-22-5155（直通）

○わくわく子ども教室（放課後子ども教室）

対 象：事業を実施している5校に通学している小学1～6年生

実施校：下一小、下二小、吉西小、富士小、明見小（※明見小は土曜日開催）

内 容：放課後に学校の余裕教室やグラウンド・体育館などを利用し、地域の方々の参画を得ながら学習・スポーツ・文化活動・地域住民等の交流を行います。

担 当：生涯学習課 TEL：0555-22-1111（内線516）

○子育て支援センター

対 象：小学生～高校生（利用カード必要）

内 容：利用できる場所ごとに時間や内容が異なります。

卓球等の軽運動（多目的ホール）

学習（学習室）

読書・飲食等（フロア）

担 当：子育て支援課 TEL：0555-22-1111（内線585）



○ファミリー・サポート・センター

対 象：0歳～小学校6年生の子がいる子育て中のご家庭（会員登録制）

内 容：「子育ての困った」と「子育てのお手伝い」の橋渡しをします。

○保育所や学校等への子どもの送り迎え

○保育所・小学校等の保育開始前・登校前または終了後・放課後の子どもの預かり

○子どもが軽度の疾病の場合の預かり

○子どもの習い事の送迎

○保護者の急な仕事、残業、体調不良や通院などの時の預かり… etc

担 当：ファミリー・サポート・センター（子育て支援センター3階）

TEL：0555-22-1111（内線580）

○放課後等デイサービス

内 容：障害や発達特性がある児童の療育を目的とした事業

担 当：福祉課 TEL：0555-22-1111（内線114・761）

ふじのわ TEL：0555-28-6255



相 談 窓 口



名 称	所 在 地	電 話 番 号
富士吉田市 教育委員会 学校教育課・教育研修所	富士吉田市下吉田 6-1-1 富士吉田市役所 東庁舎 4 階	就学・特別支援教育担当 0555-23-1765 教育相談室 0120-24-7044
富士吉田市役所 こども家庭センター 【放課後児童クラブ（学童）問合せ】	富士吉田市下吉田 7-29-19 子育て支援センター 1 階	0555-22-5155
ファミリー・サポート・センター 【0歳～小6までの子育ての手助け・問い合わせ】	富士吉田市下吉田 7-29-19 子育て支援センター 3 階	0555-22-1111 (内線 580)
富士吉田市役所 福祉課 【障害者手帳・放課後等デイサービスの申込】	富士吉田市下吉田 6-1-1 富士吉田市役所 本庁舎 1 階	0555-22-1111 (内線 114)
富士北麓障害者基幹相談支援センター ふじのわ 【放課後等デイサービスの利用相談等】	富士吉田市下吉田 6-1-1 富士吉田市役所 本庁舎 1 階	0555-28-6255
通級指導教室（ことばと発達のサポートルーム「ほっと」） 【ことばや発達に関する相談等】	富士吉田市緑ヶ丘 2-8-2 下吉田第二小学校内	0555-23-6032
山梨県総合教育センター・相談支援センター 【発達に関する相談等】	笛吹市御坂町成田 1456	やまなし子供SOSダイヤル 0120-0-78310 子供の発達相談ダイヤル 055-267-8235
山梨県立ふじざくら支援学校 【特別支援学校に関する問い合わせ・相談】	富士河口湖町船津 6663-1	0555-72-5161
富士ふれあいセンター 【障害に関する相談・ことばの発達相談】	富士河口湖町船津 6663-1	0555-72-5533
こころの発達総合支援センター 【発達や心の問題に関する相談等】	甲府市住吉 2 丁目 1-17 都留市田原 2 丁目 13-43	055-288-1695 新規専用ダイヤル 055-288-1795
富士・東部小児リハビリテーション診療所 【理学・作業・言語・心理療法に関する問い合わせ等】	富士河口湖町船津 6663-1	0555-72-8528
健康科学大学クリニック(小児科) 【理学・作業・言語・心理療法に関する問い合わせ等】	富士河口湖町小立 2487	0555-73-2800

お気軽にご相談ください。



【お問い合わせ先】

富士吉田市教育委員会（市役所東庁舎 4 階）
学校教育課 TEL：0555-23-1765